

マイナンバー（個人番号）制度の開始に伴い、市営住宅の届出が変わります。

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）（以下「マイナンバー」という。）の利用が始まりました。

マイナンバーを利用することで、一部手続きの際に必要な証明書等の添付が省略できるようになります。利用には、マイナンバーの確認と本人確認が必要となりますので、お越しいただく際には、「個人番号カード」または「通知カード」と「本人確認書類」をお持ちください。なお、窓口に来られる方によって必要となる書類が変わりますので、下記をご確認ください。

窓口に来られる方	マイナンバーの確認	本人確認	その他必要なもの
申請者	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ（コピー可）	申請者の本人確認書類	—
代理人 (同居者を含む)	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ（コピー可）	代理人の本人確認書類	・申請者の委任状 ・法定代理人の場合は戸籍謄本等
郵送の場合	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カードのコピー ・通知カードのコピー ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ	申請者の本人確認書類の写し	—

本人確認書類とは、下記のいずれかです。

◆ 1点確認でよいもの

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、パスポート、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等

◆ 2点確認でよいもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、恩給等の証書、母子健康手帳、学生証 等

※市外からの申込みの場合や個々の状況により、書類の追加提出が必要な場合もあります。

※マイナンバーを利用せずに、従来どおり必要書類を提出いただくこともできます。

○市営住宅の手続きでマイナンバーを利用できるもの
市営住宅の管理事務に係る下記情報の確認のみに利用します。

(平成29年11月13日時点)

事務の種類	取得できる情報					省略できる書類				
	住民票	所得情報	納税情報	生活保護情報	障害者情報	住民票	所得課税証明書	納税証明書	生活保護受給証明書	障害者手帳
家賃の決定	○	○	○		●	○	○			●
収入超過者の家賃の決定	○	○	○		●	○	○			●
高額所得者の家賃の決定	○				●	○				●
家賃、敷金の減免	○	○	○	○	●	○	○		○	●
家賃、敷金の徴収の猶予	○	○	○	○	●	○	○		○	●
入居決定	○	○	○	○	●	○	○		○	●
同居承認	○	○	○	○	●	○	○		○	●
承継承認	○	○	○	○	●	○	○		○	●
明渡請求の決定	○	○	○	○	●	○	○		○	●
高額所得者の明渡期限の延長	○			○	●	○			○	●
住宅のあっせん	○	○	○		●	○	○			●
入居者の収入の状況	○				●	○				●
高額所得者から金銭を徴収する事務	○			○	●	○			○	●

※●については、今後証明書等の添付が不要となるものです。現在は試行期間のため、マイナンバーを利用しても証明書等の添付が必要となります。

